

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第7節 入学資格等</p> <p>第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された</p>	<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第7節 入学資格等</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

<p>者</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程(以下「国際連合大学」という。)を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 本学大学院において個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者</p> <p>(編入学)</p> <p>第59条 学長は、他の大学院を修了した者又は他の大学院に1年以上在学して退学した者が、本学大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定は、国際連合大学に1年以上在学して退学した者について準用する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(編入学)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一貫制博士課程における第3年次編入学の取扱い)</p> <p>第59条の2 前条の規定にかかわらず、学長は、第56条第2項各</p>	
---	--	--

<p style="text-align: center;">第 12 節 課程修了及び学位 (修士課程等の修了)</p> <p>第 73 条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士前期課程又は農学府の修士課程に標準修業年限以上在学し、各専攻ごとの教育課程に従い第 66 条第 2 項に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、当該学府教授会の議を経て、当該学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会の議を経て適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 課程修了及び学位 (修士課程等の修了)</p> <p>第 73 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">号に掲げるいずれかの入学資格に該当する者が、生物システム応用科学府の一貫制博士課程の第 3 年次に編入学を願い出たときは、生物システム応用科学府教授会において選考の上、編入学を許可することができる。</p> <p>2 前項の編入学について必要な事項は、生物システム応用科学府において別に定める。</p>
--	---	--

<p>験及び審査に合格することとすることができる。</p> <p>(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験</p> <p>(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査</p> <p>4 前項の規定は、第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者及び第75条第2項の規定により一貫制博士課程において前項の修了要件を満たした者に限り適用することができる。</p> <p>5 (新設)</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、生物システム応用科学府の一貫制博士課程の第2年次をもって退学する場合において、東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、生物システム応用科学府教授会の議を経て、生物システム応用科学府長が修士課程等の修了に相当する要件を満たした者と認定し、学長がこれを決定する。</u></p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、</p>	
--	--	--

<p>が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p><u>2 生物システム応用科学府の一貫制博士課程に標準修業年限(第59条の2の規定により第3年次に編入学をした者にあつては3年)以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査、最終試験及び別に定める研究リーダー基盤能力審査に合格した者については、生物システム応用科学府教授会の議を経て、生物システム応用科学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	
---	---	--

附 則(平成29年4月1日教規則第1号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第59条の2の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。